

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第14号
事故等種類	転覆
発生日時	平成27年1月25日 11時45分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市八幡岬東南東方沖 勝浦灯台から真方位115°6,000m付近 (概位 北緯35°06.90' 東経140°22.73')
事故等調査の経過	平成27年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート <sup>ジェイアールエムエー</sup> J R M A、0.3トン
船舶番号、船舶所有者等	230-50355東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	不明
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、八幡岬東南東方沖において、船外機のプロペラに絡まった釣り糸を解いていたところ、船内に海水が流入して傾斜するとともに、船長が海に投げ出され、平成27年1月25日11時45分ごろ転覆した。 船長は、付近を航行中の漁船に救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2 海象：波高 約2.0m 1月21日16時40分、勝浦市に発表された波浪注意報が、本事故時も継続していた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、波高約2.0mの波がある状況下、八幡岬東南東方沖において、船長が、船外機のプロペラに絡まった釣り糸を解いていたところ、船内に海水が流入して転覆したものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、波高約2.0mの波がある状況下、八幡岬東南東方沖において、船長が、船外機のプロペラに絡まった釣り糸を解いていたところ、船内に海水が流入して転覆したことにより発生したものと考えられる。